

第 IV 章

取組の展開方向



食料・農業

経営感覚に優れた農業法人や女性農業者、農家子弟、農外からの新規就農者、豊富な知識や技術を持った高齢者、新規参入企業など多様な担い手を確保するとともに、自らの創意工夫により意欲的に経営改善などに取り組む担い手の経営力や生産力の向上を図り、農業に関わる人材力を高めます。また、6次産業化など県産農産物の高付加価値化やブランド化による県産農産物の需要拡大を図り、担い手の収益力向上を促進するなど、本県農業の稼ぐ力を高める取組を展開し、農家1戸当たりの生産農業所得15%向上を目指します。

1

成長する埼玉農業を支える担い手を育成する

担い手へ農地を集積・集約するとともに、法人化等を支援することで経営力の向上を図ります。また、農業大学校等を活用し経営感覚を身につけた新規就農者の育成を図ります。さらに、地域農業を支える多様な担い手として女性農業者や高齢者の活動促進、企業等の農業参入を支援することにより埼玉農業の成長産業化を図ります。

指標

I 農業法人数

現状値 722法人 → 目標値 1,200法人
(平成26年度末) (平成32年度末)

II 新規就農者数

現状値 286人/年間 → 目標値 330人/年間
(平成27年度) (平成32年度)



活躍する若手農業者たち

1 意欲ある農業経営体の経営力向上

担い手の規模拡大や法人化等を支援することにより、農業経営の発展を図ります。

目指す方向1 意欲ある農業経営体の支援

意欲ある担い手に対し、農地集積や法人化、高度な技術の導入などにより生産性を高めるなど経営発展を重点的に支援し、埼玉農業の成長産業化に必要な農業経営体を育成します。

取組の内容

- ① 地域における人と農地の問題を解決していくため、地域内外の幅広い関係者が参画した徹底的な話し合いを行い、人・農地プランの作成と定期的な見直しを支援します。
- ② 県や農地中間管理機構、市町村、農協など関係機関の連携により農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ③ 法人化を志向する農業経営体に対し、法人化のメリットなどの情報提供や、税理士等のスペシャリストによる財務・労務管理指導など、法人化に向けた相談や経営分析等の支援を実施します。
- ④ 認定農業者をはじめ意欲ある担い手に対し、経営所得安定対策等の助成金や融資措置等により支援します。
- ⑤ 農業経営者を育成する高度な教育機関などとの連携を図り、農業法人等の経営力向上を支援します。
- ⑥ 経営の専門家による相談・指導活動により、次世代の担い手へ円滑な農業経営が継承されるよう支援します。



農業法人経営支援セミナー

目指す方向2 農業雇用の拡大

多様な人材を安定的に雇用できるよう農業法人における雇用の受け入れ体制の整備を支援するとともに高齢者等とマッチングさせる機会を提供するなど、雇用の拡大を推進します。

取組の内容

- ① 休日就農相談会や就農支援セミナー、農業法人見学会等を開催し、農業法人等への就職を希望する者に対して、具体的かつ実践的な情報提供を実施します。
- ② 農業大学校、埼玉県農林公社等において、雇用に積極的な農業法人と就職を希望する者とのマッチングを行う場を提供します。
- ③ 高齢者や女性、障害者等の多様な人材雇用を促進するマッチングの取組を推進します。
- ④ 多様な人材の雇用を促進するため、農業法人に対して、農作業アシストスーツなどのロボット技術やICTなど新たな技術の導入を図り、高齢者や女性、障害者等が働きやすい労働条件の整備を促進します。

目指す方向3 農業経営の基礎となる取組の強化

意欲ある担い手が自らの創意工夫により農業経営の発展ができるよう、農業制度資金の利用や農作業安全の普及・啓発等を推進します。

取組の内容

- ① 農業者への低利融資を行う融資機関に対し、利子補給等の財政的支援を行います。
- ② 農業制度資金の貸付調査や資金需要の把握を図りながら、農業制度資金の利用と、借入の際の農業信用保証制度の充実を促進します。
- ③ 資金相談や融資窓口となる農協や銀行の職員を対象とした研修等を行うことにより、相談・指導体制を強化します。
- ④ 市町村や融資機関等と相互に連携し、融資前後の経営相談を実施します。
- ⑤ 市町村や農協、農業機械メーカー、農機販売店等と連携して、農業機械安全研修会や展示会等における啓発資料の配布等、農作業安全に関する啓発活動を実施するとともに、労災保険の加入を促進します。
- ⑥ 農業機械利用者の技術向上及び安全意識を高めるため、農業機械利用技能者養成研修等を実施します。

2 埼玉農業を担う新規就農者の確保

目指す方向 新規就農者の確保

農家の子弟に加え、農外からの意欲ある若者や団塊の世代、定年退職者も含めた幅広い層の新規就農希望者に対して、知識・経験に応じたきめ細かな支援を行い、経営感覚を身につけた新規就農者の確保・育成を図ります。

取組の内容

- ① 県農林振興センターに設置した就農相談窓口における就農に関する情報提供を実施するとともに、休日就農相談会や就農支援セミナーの開催など、新規就農希望者に対し、きめ細やかな支援を行います。
- ② 新規参入希望者が希望する地域において就農できるよう、市町村、農業団体等と連携し、明日の農業担い手育成塾等が全市町村をカバーできる体制を整備します。
- ③ 農業大学校において農業高校との連携を強化し、農業高校生徒を対象に夏季休業等を利用した研修等を実施します。
- ④ 農業大学校においてキャリアコンサルタントによるキャリア教育や、学生の生涯プラン作成の支援など、就農の動機付けを行うとともに、より実践的な農業教育を行います。
- ⑤ 農業大学校では、学生の希望する経営形態に応じた就農支援を行います。
- ⑥ 農業技術習得が必要な人に対しては農業大学校や埼玉県農林公社、地域の指導農家等が栽培指導を実施するとともに、新規就農者や明日の農業担い手育成塾の塾生を対象とした農業経営力養成講座等を開催し、経営感覚を身につけた新規就農者を育成します。
- ⑦ 青年就農給付金を活用し、新規就農希望者に対する就農意欲の喚起と就農後の定着を図ります。
- ⑧ 使用されなくなった農業用施設や機械を改修・整備し、新たな担い手が活用できる取組を推進します。



新規就農者育成の拠点 農業大学校

3 地域農業を支える多様な担い手の育成

優れた経営感覚を持った女性農業者や豊富な知識や技術を持つ高齢者、新たな担い手として期待できる企業など、地域農業を支える多様な担い手を育成します。

目指す方向1 女性農業者の能力を最大限に発揮できる活動促進

女性農業者の資質向上や、農業の6次産業化など経営発展に向けた取組を支援するとともに、経営の意思決定の場への参画を促進することにより、優れた経営感覚を持ち、地域のリーダーとして活躍できる女性農業者を育成します。

取組の内容

- 1 女性農業者が持つ強みを生かした経営発展を目指し、次世代の経営者として育成するとともに、新たなビジネスにチャレンジする取組を促進します。
- 2 優れた経営感覚の醸成を図るとともに、地域農業のリーダーとなる女性農業者を育成するため、研修会等を開催するなど女性農業者の研鑽の機会を設けます。
- 3 女性農業者の取組についてSNS等を活用した情報発信を行うとともに、女性農業者のネットワーク化を推進します。
- 4 女性農業者が地域における政策決定の場へ参画できるよう、農業委員や農協理事などへの登用を促進することにより、農業・農村における男女共同参画を推進します。
- 5 家族農業経営において、家族が役割分担して経営に参画する仕組みとしての家族経営協定の締結を促進します。



研修を受けカフェ経営などに取り組む女性農業者

目指す方向2 地域に貢献する高齢者の活動促進

高齢農業者がその経験や知識、技術を生かし地域で活躍できるよう支援します。

取組の内容

- ① 農作業を軽作業化する技術や機械等の開発・普及を推進するとともに、高齢農業者に焦点を当てた農作業事故防止運動を実施します。
- ② 農村集落の労働力不足を高齢者等による地域ぐるみで補完する取組を促進します。
- ③ 農林業・農山村が持つ多面的機能が発揮できるよう、高齢農業者が行う生態系の保全や農業用水路の管理、市民農園の管理等の活動を促進します。
- ④ 高齢農業者が有する農業関連の豊富な知識や技術、経験の次世代への伝承を促進します。
- ⑤ 退職後に農業に取り組む中高年齢者に対して、遊休農地の解消、地域農業の振興に貢献する農業経営を支援します。



高齢者による水路の草刈り活動

目指す方向3 地域農業の新たな担い手としての企業参入促進

担い手不足などの課題を抱える地域において、新たな担い手となる企業やNPO法人などの農業参入を支援します。

取組の内容

- ① 本県に農業参入を希望する企業等を確保するため、農業展示会等における相談窓口の設置や定期的な研修会の実施、企業参入マニュアルの作成などを実施します。
- ② 農業への参入を希望する企業等が本県で円滑に参入し、地域に定着できるよう、県に設置した企業等農業参入相談窓口における参入候補地などの情報提供や農業技術の支援等をワンストップで実施します。
- ③ 地域と信頼ができるまでの間は、行政が積極的につなぎ役を務めるとともに、参入した企業等への農業技術等の支援が円滑に行える体制を関係機関と連携して整備します。

2

優良農地の確保と農地の有効活用を進める

農業生産の基礎となる優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業をフル活用することにより、担い手へ農地を集積・集約化し、農地の有効活用を図ります。

また、低コストな農業生産基盤の整備や農業水利施設の長寿命化、農業用ため池の耐震化を進め、生産性向上と災害の未然防止を図ります。

指標

I 担い手への農地集積率

現状値 24% → 目標値 39%
(平成26年度末) (平成32年度末)

II 遊休農地解消・活用面積

目標値 2,000ha
(平成28年度～平成32年度)

III 基盤整備面積

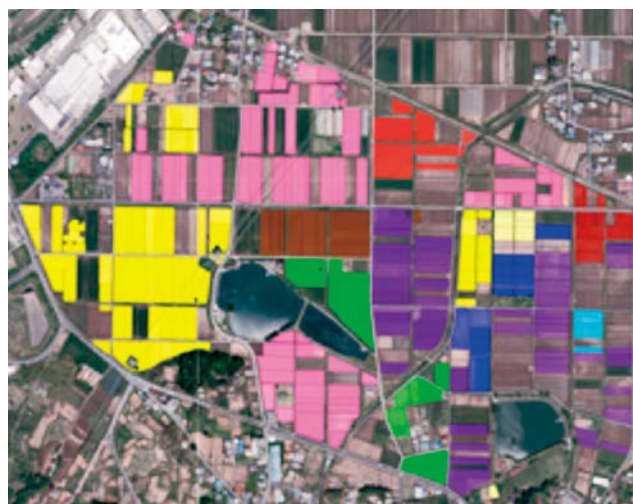
現状値 22,170ha → 目標値 22,770ha
(平成26年度末) (平成32年度末)

農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化



●実施前●

担い手の利用する農地が分散



●実施後●

農地を集積・集約化することで
作業の効率化を実現

1 優良農地の確保

目指す方向 優良農地の確保

集団的に存在する優良農地について、農地制度の適切な運用により、良好な状態で維持・保全を図ります。

取組の内容

- ① 市町村、農業委員会等の関係機関と連携し、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の適切な運用を図ります。
- ② 農地パトロールなど不法盛土対策を実施します。
- ③ 農地転用許可権限の移譲を希望する市町村を支援します。

2 農地の有効活用

農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業等をフル活用して担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、地域の話合いによる遊休農地の発生防止・解消・活用を図ります。

目指す方向1 担い手への農地集積・集約化

地域内に分散・錯綜する農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けるなど農地中間管理事業等の活用により、担い手への集積・集約化を促進します。

取組の内容

- ① 地域の人と農地の問題(担い手への農地の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消・活用)の解決に必要な人・農地プランの作成と定期的な見直しを支援します。
- ② 県や農地中間管理機構、市町村、農協など関係機関が推進会議などで情報共有を行うとともに、農地中間管理事業の周知、受け手・出し手の掘り起こしなど各々の役割に応じて担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ③ 農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業及び農業委員会によるあっせんなど地域に合った手法で担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ④ 生産性向上を図るため、農地の集積・集約化と畦畔除去等を行う基盤整備事業を連携させた取組を推進します。

目指す方向2 遊休農地の発生防止・解消・活用

市町村、農業委員会等と連携し、遊休農地対策を地域で検討することにより、その解消、活用を図るとともに、発生防止を促進します。

取組の内容

- ① 農業委員会が行う担い手への農地のあっせんなど農地利用の最適化業務を促進し、規模縮小を志向する農家等が所有する農地の遊休化の防止を図ります。
- ② 遊休農地の所在等を明確にするために農業委員会が行う利用状況調査、市町村・農業委員会が行う荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を支援し、遊休農地の所有者等に対する指導を促進します。
- ③ 人・農地プランの作成・更新をする中で遊休農地の発生防止と解消・活用方策の検討を促進します。
- ④ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や農地中間管理事業等を活用し、遊休農地の解消と担い手への集積・集約化を促進し、遊休農地の解消・活用を図ります。
- ⑤ 遊休化が懸念される農地については、地域の意向を踏まえ、新たな担い手となり得る企業等の農業参入の仲介や調整を実施します。
- ⑥ 住宅近在農地など、担い手への集積が困難な遊休農地については、市民農園や景観形成作物の栽培など地域の状況に合わせた活用を促進します。

交付金を活用した荒廃農地の再生



荒廃農地の再生作業



再生後の農地(エゴマの栽培)

3 農業生産を支える基盤の整備

低コストなほ場整備を推進するとともに、農業水利施設の計画的な補修・更新を推進し、農業生産基盤の整備を図ります。

また、防災・減災上、重要な農業用ため池の耐震化と計画的な保全管理を推進し、災害の未然防止を図ります。

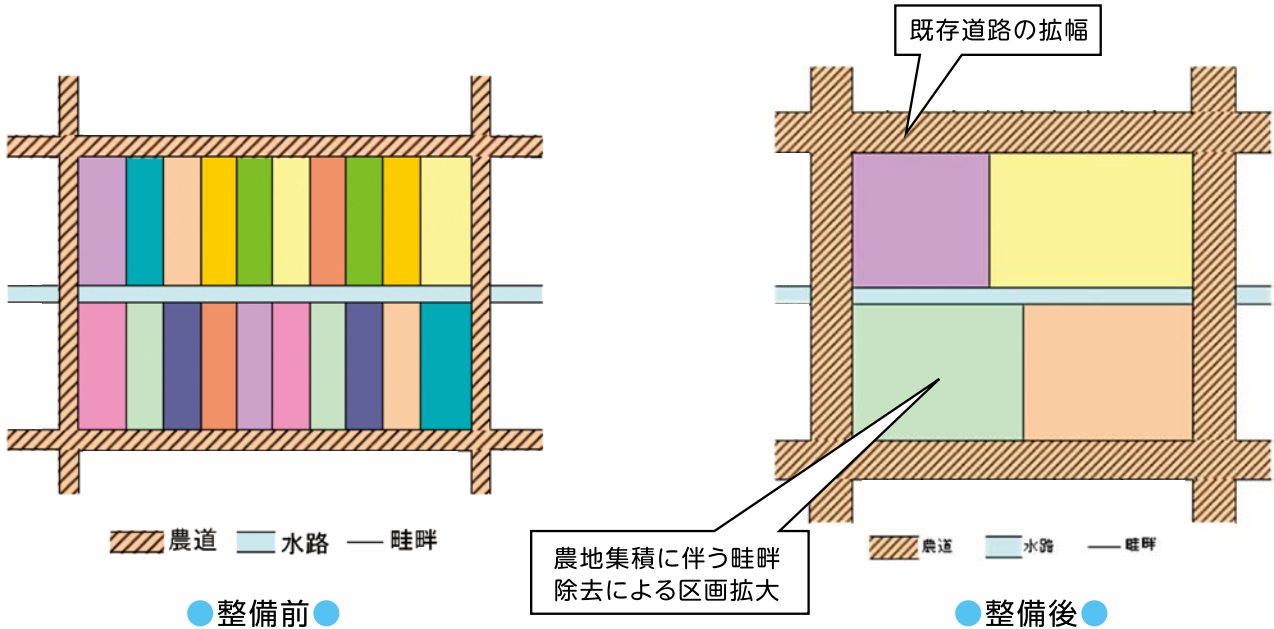
目指す方向1 生産基盤整備の推進

地域の目指す営農形態により、最も低コストで効率的な整備手法を検討し、生産基盤の整備を推進します。また、多面的機能支援事業を活用し、地域の共同活動による農地や農道などの維持管理・保全活動を促進します。

取組の内容

- ① 地域の話合いにより農地の貸し借りの意向などを明確にした地域営農ビジョンを策定し、それに基づく基盤整備を実施します。
- ② 地域の目指す営農を実現するため、作付品目の特性や水田地帯や畑地帯など地域の実情に応じた効果的な基盤整備を進めます。
- ③ 10a区画水田の現況形状を活用し、畦畔除去等による大区画化^{けいはん}等を行う埼玉型ほ場整備を推進し、基盤整備を加速させます。
- ④ 地域の共同活動による道路や水路法面などの草刈り、水路の泥上げ、農道・水路の軽微な補修や水路の表面補修など、施設の維持管理や保全のための活動を促進します。

埼玉型ほ場整備のイメージ



目指す方向2 農業水利施設の計画的な整備と保安全管理

農業水利施設の計画的な補修・更新を行うことにより、老朽化が進んだ農業水利施設の適切な維持管理を図ります。

取組の内容

- ① 農業生産基盤の基礎的要素である用排水路の整備を推進します。
- ② 適切な補修等により農業水利施設の長寿命化を図るとともに、補修・更新費用の平準化を図るため、「埼玉県農業水利施設保安全管理推進委員会」を設立し、基幹水利施設修繕・更新計画マスタープランの見直しを実施します。
- ③ 基幹水利施設修繕・更新計画マスタープランに基づき、ストックマネジメント事業による計画的な農業水利施設の補修・更新を推進します。



計画的な補修による農業水利施設の長寿命化

目指す方向3 農業用ため池の耐震化と計画的な保全管理

農業用ため池は、地域の農業を支えている農業水利施設です。また、雨水を一時的に貯留することから、洪水を調整する機能も有していると言えます。防災・減災上も重要である農業用ため池の防災対策をソフト、ハード両面から計画的に行い、災害の未然防止を図ります。

取組の内容

- ① 農業用ため池を管理する市町村、土地改良区等による日常管理や地震後、豪雨後の点検等を促進します。
- ② 防災重点ため池等、決壊流出の際、下流に大きな被害を及ぼすおそれのある農業用ため池については、市町村地域防災計画への位置付けを促進します。
- ③ 耐震調査の結果、所要の安全率を下回った農業用ため池のうち、緊急的に防災対策を行う必要がある農業用ため池の耐震化改修を推進します。

防災対策がなされた農業用ため池



●工事前●



●工事後●

3

多彩な農産物の生産力を強化する

県内各産地の特徴を生かしながら、品目ごとに実需者ニーズに対応した生産体制の整備を支援するとともに、安定生産などに必要な新たな生産技術等の研究開発を計画的に実施し、県産農産物の生産力を強化します。

また、農業生産における環境負荷を低減させ持続可能な農業を促進します。

指標

I 野菜の新規作付拡大面積

目標値 1,000ha
(平成28年度～平成32年度)

II オーダーメイド型産地育成数

目標値 30地区
(平成28年度～平成32年度)

県内各地で生産される多彩な農産物



産出額全国第1位を誇るねぎ、パンジー

1 持続可能な産地体制整備の促進

本県農業が持つ生産力を最大限発揮するため消費者や実需者ニーズに対応した農産物や、高付加価値化による収益性の高い農産物を生産できるように品目ごとに適切な支援を実施します。

また、TPP、EPA等のグローバル化による経営環境の変化が経営に及ぼす影響を緩和するため、低コスト化・省力化技術の導入などによる生産性の向上を進めるとともに、セーフティネット対策の加入を促進します。

目指す方向1 米(水稻)の振興

用途に応じた品種導入や収益性の高い米づくりを進めるとともに、担い手への農地集積と低コスト技術導入等を推進し、水田農業経営の構造改革を促進します。

取組の内容

- ① 良食味で病害虫に強く高温耐性を有する「彩のきずな」やこれに続く新品種の導入を計画的に推進します。
- ② 食味・品質向上対策を進めるとともに、県内消費を中心に外食や中食を含めて、位置付けを明確にした生産・販売戦略を構築し、販路に応じた認知度向上の取組などにより消費拡大を推進します。
- ③ 低米価水準が継続しても持続的な経営が可能となるよう、集積された農地で資材費の低減や革新的な省力化、多収化技術などを推進します。
- ④ 需要に応じた主食用米の生産に加え、飼料用米など非主食用米等の導入を推進するなどして水田農業経営の安定化を図ります。
- ⑤ 水田経営に対するセーフティネット対策などへの加入を促進するとともに、平成30年産からの米政策の改革に向けて、生産者が必要とする情報発信を適切に実施します。



埼玉県産米の新品種「彩のきずな」



「もっちり、つやつや。
彩の国からの贈りもの」

目指す方向2 麦の振興

実需者ニーズに対応した品種構成へ誘導するとともに、安定生産が可能となる肥培管理の普及定着を推進します。

取組の内容

- ① 需要量に応じた品種誘導を行うとともに、特色ある加工適性を持つ品種について幅広く検討を行い、実需者評価を確認しながら計画的に導入します。
- ② さらに品質向上と安定生産ができるよう基本技術の励行等を促進します。
- ③ 大規模化や生産組織の強化を進めるとともに、資材費低減・革新的な省力化技術の開発・普及を推進します。



県産麦を使用した学校給食パン

目指す方向3 大豆の振興

実需者ニーズに対応した加工適性が高い新品種の導入や地域特性のある大豆の生産を促進するとともに、加工業者や販売業者との連携拡大を促進します。

取組の内容

- ① 加工適性が高く、生産性も高い新品種「里のほほえみ」の早急な普及・定着を促進します。
- ② 安定した収量・品質を確保するため基本技術の励行等を促進するとともに資材費低減・革新的な省力化技術の開発・普及を推進します。
- ③ 在来大豆では、生産者と加工業者や販売業者等が連携した新商品の開発を促進します。

目指す方向4 野菜の振興

生産の省力化のための機械や施設の導入による野菜の生産拡大を促進します。

また、県内の食品製造業者の求める品目や品種、機能性成分などに応じて生産するオーダーメイド型産地の育成、流通・販売体制の整備を促進します。

取組の内容

- ① 野菜産地強化の取組をまとめた「野菜産地強化戦略」に基づき、生産拡大や高品質化につながる機械・施設の導入を支援します。
- ② 調整、選別、箱詰めなどの作業の分業化や外部委託など、産地における労働力を補完するシステムを構築するため、産地拠点施設の整備を支援します。
- ③ 次世代施設園芸のモデル拠点を活用し、モデル拠点で得られた成果を県内の農業者に普及します。
- ④ 食品や医薬品などの製造に関わる企業などと連携し、品目、品種や機能性成分などに対する実需者ニーズに応じるオーダーメイド型産地づくりを促進します。
- ⑤ 産地と県内市場との連携による契約栽培取引を促進します。
- ⑥ 特徴のある品種の開発・導入を支援し、需要に即した野菜のブランド化をさらに推進します。
- ⑦ 農業者の収入の安定化を図る野菜価格安定対策を実施します。



さといも



こまつな



ほうれんそう



ブロッコリー

産出額が全国上位の本県主力野菜

目指す方向5 果樹の振興

老木園の世代交代や品種転換を推進するなど、生産性の向上を図るとともに、高付加価値化や6次産業化を促進し、消費者のニーズを的確に捉えた販売対策を実施します。

また、地域特性を生かした観光果樹の取組を促進します。

取組の内容

- ① 新植・改植により需要を踏まえた品種転換を促進し、併せて樹体の更新による生産性の向上を図ります。
- ② 新規品目については、需要を踏まえ戦略的に導入を促進するとともに、ブルーベリーやいちじく等生産が増加している品目については生産技術の向上を図り確実な産地化を推進します。
- ③ 冷蔵保管や品種のリレーにより出荷期間の延長を図り、安定的な供給により産地ブランドの更なる強化を進めます。
- ④ 果樹産地の維持・存続に向けた高齢者などの園地を引き継ぐ仕組みづくりを推進します。
- ⑤ 贈答用高品質果実から日常消費まで多様な消費者ニーズに対応した販売を促進します。
- ⑥ 高付加価値化と周年販売につながる6次産業化による加工品の開発を促進します。
- ⑦ 観光果樹用の品種導入を進めるとともに、品種、品目のリレーにより年間を通じて集客できる魅力のある観光果樹産地づくりを促進します。



県育成品種「彩玉」



ちちぶ山ルビー

目指す方向6 花植木の振興

業務需要や消費者から求められる花植木商品の開発や新技術の開発により、商品力ある花植木産地の確立を図ります。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた公共需要の獲得と潜在需要の掘り起こしを行い、新たな花植木需要を創造・開拓します。

取組の内容

- ① 生産者による知的財産権取得やホームページ等を通じた情報発信、新商品開発と販売促進を支援します。
- ② 需要拡大に向け花き関係団体と連携し、県産花植木の品質や商品性を直接買参人等に情報提供する花植木商談会の開催を支援します。
- ③ コスト低減を図るため、生産及び物流の効率化や園芸資材の効率的利用を検討します。
- ④ 高温期に適した商品開発、植栽技術や栽培管理技術、鮮度保持技術を開発し、周年を通じた花植木需要を開拓します。
- ⑤ 花き産業が一体となった情報交換を進め、実需者等のニーズに合致する商品や都市計画等の情報収集、産地情報の発信などにより、業務需要獲得を促進します。



埼玉の花植木大商談会

目指す方向7 茶の振興

異常気象など環境リスクに対応できる高品質・多収な品種の育成・普及をはじめ、生産技術の高度化や二番茶の高付加価値化等を図るとともに、難防除害虫対策の実施により生産基盤を強化し、さらに狭山茶のブランド力を高めます。

取組の内容

- ① 茶苗木の安定した供給体制を整備するとともに、「おくはるか」などの県育成品種の情報提供等を行います。
- ② 狭山茶のさらなる品質向上につながる被覆栽培の拡大を促進します。
- ③ 茶園の集積と作業受託組織の育成により、生産農家の経営安定を図ります。
- ④ 二番茶の品質向上を図るとともに、紅茶など新たな利用方法を検討し、摘採面積の拡大を促進します。
- ⑤ 輸出先国別に対応した生産体制の整備を検討します。
- ⑥ クワシロカイガラムシ等の新たな難防除害虫の効果的な防除体制を確立します。



直掛け被覆栽培



二番茶葉を利用した紅茶

目指す方向8 畜産の振興

家畜改良の推進やブランド化などによる高付加価値畜産物の生産、耕畜連携による飼料増産を進め、生産性の向上を図るとともに、家畜伝染病による家畜の損耗防止を図ります。

取組の内容

- ① 乳牛の性判別精液の普及を図るとともに、受精卵移植技術の活用や牛群検定への加入を促進します。
- ② 秩父高原牧場で生産する和牛子牛の供給により、県内和牛生産を強化するとともに、適度なさし(脂肪交雑)の入った埼玉県産和牛の効率的な生産を促進します。
- ③ 受胎率や産子数の向上につながる豚凍結精液による人工授精の実用化・普及拡大を推進するとともに、「彩の国黒豚」の生産拡大に向け、高品質な繁殖用黒豚を供給します。
- ④ 「彩の国地鶏タマシャモ」の血統更新に取り組み、生産性の向上を図ります。
- ⑤ 畜産農家が行う畜舎や飼料保管庫などの施設整備を支援し、経営の規模拡大や生産性の向上を図ります。
- ⑥ 経営安定対策の生産者積立金を助成するなど、畜産経営の安定を図ります。
- ⑦ 耕種農家との連携強化を進め、飼料用米や飼料用稲の生産・利用の拡大を支援するとともに、コントラクター組織等の活用など効率的な生産を促進します。
- ⑧ 良質なたい肥を生産するための施設や機械の整備を支援するとともに、耕種農家での利用拡大を促進します。
- ⑨ はちみつの安定生産のため、蜂群配置の調整や飼養管理技術の向上を支援します。
- ⑩ 家畜伝染病の予防対策を徹底し、家畜の損耗を防止するとともに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、防疫演習の開催や防疫資材の備蓄などにより、危機管理体制を強化します。



タマシャモ



彩の国黒豚



秩父高原牧場で生産される
和牛子牛

目指す方向9 養殖業の振興

キンギョなどの観賞魚やホンモロコなどの食用魚について、消費者ニーズに対応した養殖品目の導入による生産の拡大と多様な流通販売ルート確保を促進します。

また、後継者や新規就業希望者に対して、知識、経験に応じたきめ細やかな支援を実施し、就業者の確保を図ります。

取組の内容

- ① 高品質なホンモロコや耐病系キンギョ、メダカなど新たな養殖品目の拡大に向け養殖技術の開発や改良を進めます。
- ② 関係団体と生産者間で市場情報の共有化を進め、消費者のニーズに対応した生産を促進します。
- ③ 食用魚について、庭先販売のほか量販店における県産農産物コーナーや農産物直売所を活用した販売拡大を促進します。
- ④ 新規就業希望者を対象とした養殖技術の相談や養殖技術講習会を開催します。



全国一の生産量を誇る
ホンモロコ



養殖魚まつり

目指す方向10 地域特産物の振興

養蚕、こんにやくなど地域文化に根差した特産物の生産を継続するための取組を展開し、産地体制を維持していきます。

取組の内容

- ① こんにやくについては、品評会の開催などにより技術の高位平準化を図るとともに、新たな加工品の開発などを促進します。
- ② 養蚕については、製糸業界など関係業界と連携して養蚕農家の手取り単価を維持して経営安定を図ります。
- ③ 蚕糸の機能性を生かした新たな利用方法や薬用利用などを開拓し、需要を喚起します。



繭の出荷作業



蚕糸の機能性を生かした洗顔石鹸

目指す方向11 農業災害防止対策の推進

農業者等に対して、気象情報、病虫害発生予察情報や技術対策資料をいち早く提供できるシステムを構築するとともに、農業災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、関係機関と連携し農業技術対策や経営相談等を実施します。

取組の内容

- ① 農業者に対して、農業災害の発生や病虫害による被害が予想される場合に、気象情報や県病虫害防除所による病虫害発生予察情報及び技術対策資料をいち早く提供できるシステムを構築します。
- ② 防災・減災の観点から、災害に強い施設等の情報を発信します。
- ③ 国や市町村等と連携しながら、事業や資金等を活用し、被災した農業者の経営再開を支援します。
- ④ 農業共済制度については、農業共済組合や関係機関と連携し、制度の普及を図り、加入を促進します。

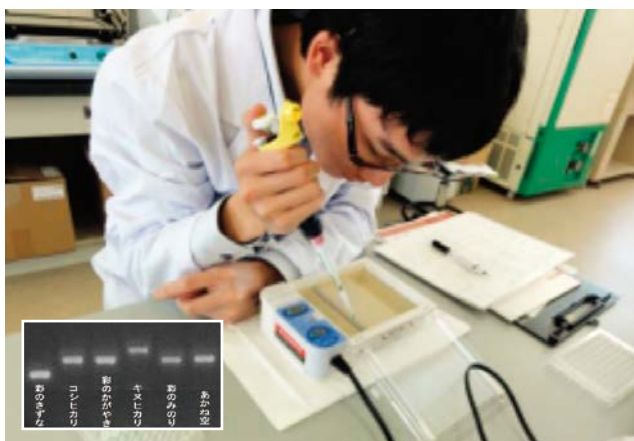
2 産地を支える戦略的試験研究の推進

目指す方向 重点的・計画的な試験研究の実施

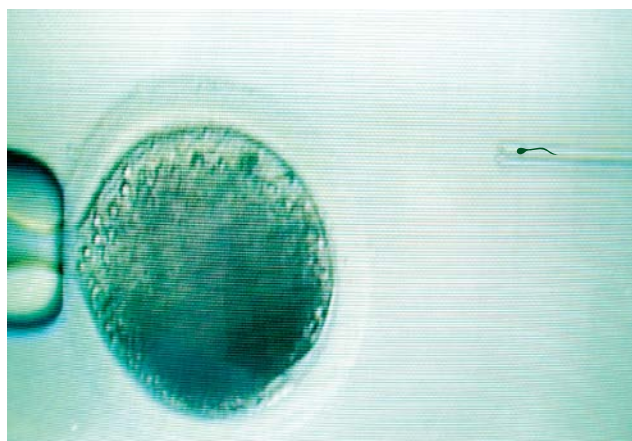
本県農林水産業における様々な課題に技術面で確実に対応するため、農林水産試験研究機関における研究課題の重点化や長期的な視点を踏まえた研究開発を計画的・効率的に推進し、新技術等の実用化と普及を図ります。

取組の内容

- ① DNAマーカーや生殖細胞操作等の先端技術を活用し、新品種の育成と普及拡大を推進します。
- ② 品種開発とその栽培飼養技術研究を一体的に進め、県種苗センター等と連携した優良種苗の安定供給と、生産性向上などに取り組みます。
- ③ ICTを活用した環境制御による長期安定生産技術や環境ストレス回避技術を開発します。
- ④ 遺伝子情報や機能性資材を活用し、機能性成分を高める栽培技術を開発します。
- ⑤ 地球温暖化などの環境変化に対応し安定生産が可能となる栽培管理技術を開発します。
- ⑥ 国の競争的資金等の活用や大学、国、他県の研究機関及び民間企業との共同研究を積極的に推進します。
- ⑦ 技術革新に係る研究の重点化などにより特許等の知的財産の取得を推進します。
- ⑧ 試験研究の成果は成果発表会や広報等を積極的に活用し、関係機関等との連携により迅速に情報発信を行い、現場への普及拡大を推進します。



DNAマーカー技術を活用した新品種開発



顕微授精による受精卵の作製

3 環境に配慮した農業の振興

目指す方向 埼玉県エコ農業の推進

「埼玉県エコ農業推進戦略」(平成26年度～平成30年度)に基づき、有機農業や特別栽培農産物の取組など環境に配慮した農業を推進します。

また、エコ農業への消費者の理解促進を図ります。

取組の内容

- ① エコ農業取組者に対し、国の環境保全型農業直接支払制度に基づく補助事業の情報提供などの支援を行います。
- ② 特別栽培農産物認証制度等を活用した農産物の生産に係る支援を行います。
- ③ エコファーマー導入計画策定の助言や技術指導及び農業改良資金活用等の支援を行います。
- ④ 総合的病害虫・雑草管理(IPM)の普及、定着を推進することで、効果的な防除を促進します。
- ⑤ 農業用廃ビニールやポリエチレンフィルムなど農業用廃資材について、市町村や農協、資材メーカーと連携し収集率の向上を図るとともに、環境に負荷を与えにくい資材の普及を促進します。
- ⑥ 農業大学校有機農業専攻の学生に対し、先進的有機農業者との情報交換の場を設けるなど支援を行います。
- ⑦ エコ農業により生産された農産物の情報を加工業者や消費者へ分かりやすく提供します。
- ⑧ 各種イベントや県政出前講座など、あらゆる機会を通じてエコ農業に対する消費者の理解促進を図ります。

害虫の天敵がバンカー植物に集まることを利用した茶の安定生産



※バンカー植物…害虫の天敵に好適な住みかを提供する植物

4

埼玉農産物の需要拡大を推進する

生産地と消費地が近い利点を生かし、県内量販店や飲食店などでの県産農産物の取扱いの拡大、6次産業化や農商工連携による農産物の高付加価値化、ブランド化の推進や首都圏マーケット、海外への販路の拡大を推進します。これにより、県産農産物の魅力を知って、買って、食べてもらい県産農産物の需要拡大を図ります。

また、卸売市場の機能強化等による県産農産物の流通拡大を支援し、県産農産物の需要拡大を図ります。

指標

I 県産農産物コーナー設置店舗数

現状値 501店舗 → 目標値 650店舗
(平成26年度末) (平成32年度末)

II 新たに農業の6次産業化により開発された商品数

目標値 250品目
(平成28年度～平成32年度)



新鮮な地場農産物が並ぶ直売所

1 多彩な地産地消の推進

目指す方向 県産農産物を知って、買って、食べる機会の拡大

農産物直売所の魅力向上と機能強化を促進するとともに、産地や実需者をコーディネートし、県内量販店や飲食店などでの県産農産物の取扱いを拡大するなど、県民が身近に県産農産物を「知って、買って、食べる」機会を拡大する多彩な地産地消を推進します。

取組の内容

- ① 農産物直売所へ出荷する生産者組織の活動を強化するとともに、県内の直売所の連携を強化し、県産農産物の品揃えの充実等を図り、地域の特色ある直売所になるよう推進します。
- ② 農産物直売所の機能強化の取組として、農産物の配送サービスや移動販売など、高齢者に優しく、きめ細やかなサービスの提供を促進します。
- ③ 県産農産物の県内流通も含めた出荷体制の整備を支援し、県南地域の量販店における県産農産物コーナーの設置を重点的に推進します。
- ④ 県産農産物を取り扱う小売店や飲食店等を「県産農産物サポート店」として登録を進めるとともに、主原料に100%県産農産物を使用し製造された「ふるさと認証食品」の認証を進めるなど、県民が県産農産物を意識できる機会を増やします。
- ⑤ 県内の生産者や産地との直接取引、卸売市場を介するルートなど、多様な流通ルートの確保や流通体制の強化を促進します。
- ⑥ 各種のメディアを活用するほか、駅やSA・PAなどでも県産農産物のPRを行い、地産地消の裾野を広げ、県産農産物の消費拡大を推進します。
- ⑦ 学校給食における県産農産物の一層の利用拡大を促進します。
- ⑧ 野菜ソムリエなどと連携し、県産農産物を使ったレシピ作成や直売所店舗内外における美味しい食べ方提案の実演会などの開催により、新たな県産農産物ファンの獲得につなげます。
- ⑨ 伝統的食生活技術を有する者をふるさとの味伝承士として認定し、食文化の伝承・普及活動を促進します。
- ⑩ 食料の重量と輸送距離とを掛け合わせた「フードマイレージ」の意義や考え方について、地産地消の取組を通じ、意識醸成を図ります。



多くの来客で賑わう県庁朝市

2 付加価値を高める農業の6次産業化及び農商工連携の促進

目指す方向 強みを生かした農業の6次産業化等の促進

多様な産業との連携促進や未利用農産物の活用により、県産農産物の魅力と潜在的な可能性を最大限に引き出す農業の6次産業化等を促進し、様々な農産物を活用した多彩な商品開発と販路拡大により農業収益の向上を図ります。

取組の内容

- ① 農業の6次産業化に取り組む農業者等の発展段階に応じて経営能力の向上を促し、経営ビジョンを明確にするための事業計画書の作成を支援します。
- ② 6次産業化を志向する農業者等や連携を望む食品製造業者等に対する相談窓口の機能強化や、農林漁業成長産業化ファンド等を活用した資金調達、品質管理、販路開拓など、6次産業化の取組ステージに応じて支援します。
- ③ 地域の未利用農産物の利用を促進する一次処理加工施設の整備を支援するなど、新たな連携モデルの構築に取り組みます。
- ④ 2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、外国人をターゲットとするなど、地域の特色を生かした和食文化をテーマに6次産業化の商品開発を促進します。
- ⑤ 農産物の特性や地域性を生かした商品の開発に加え、消費者の健康志向に応える機能性の高い商品の開発・販売や、農産物の多様な機能を活用した化粧品などの商品開発を民間企業や研究機関等と連携し促進します。
- ⑥ ウェブサイトやSNS、アンテナショップを活用し、6次産業化商品を幅広くPRし、商談会等の出会いの場づくりを支援します。



6次産業化に取り組む農業者向けの研修



農商工連携フェアの様子

農業の6次産業化により
開発された商品



いちご大福



ハム、ソーセージ



ごぼうのピクルス

3 農産物・加工食品のブランド化と輸出拡大

目指す方向 農産物のブランド化や輸出促進による販路拡大

「県民主役のブランドづくり」というコンセプトを基本に県産農産物が県内外の消費者から評価され、選択されるよう他産地の農産物との差別化に一層取り組むとともに、首都圏へのPRを集中的に実施するなど首都圏マーケットへの販路の拡大を図ります。

また、民間企業と連携し、新たな輸出品目の拡大や海外における販売場所の確保を図ります。さらに、外国人の旅行者や県内在住者の県産農産物に対する消費動向を把握するなど、新たな消費喚起を図ります。

取組の内容

- ① 重点的に推進するブランド品目を選定し、首都圏エリアや海外での販売キャンペーンの開催、マスメディアやポータルサイト、県民投票などを通じたPRを強化し、認知度アップを図ります。
- ② 産地や組織単位でのブランド化の取組に加え、農業者等の特色ある農産物のブランド力の向上を支援し、オリジナル品種の開発や地理的表示(GI)の保護制度等の知的財産の活用などにより、商品の差別化を促進します。
- ③ 県外輸出拠点市場と県内産地との連携支援を行うほか、輸出を志向する生産者団体や県内食品事業者等に対して輸出関連情報の提供を行うなど、県産農産物及び県産農産物を主原料とした加工食品の輸出を促進します。
- ④ eコマースの活用や企業との連携などによるアンテナショップの開設のほか、海外の見本市や商談会への出展支援など、輸出を志向する生産者や事業者が参画しやすい環境づくりを進めます。
- ⑤ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、外国人観光客等へのニーズ調査を行うとともに、外国人向けの食に関わる情報を発信します。
- ⑥ 植木等をEU向けなどに輸出する際に必要な検疫制度の情報提供や栽培地検査の技術指導など、輸出を円滑に行うための取組を行います。
- ⑦ 農産物のブランド化や輸出については、戦略的な取組を推進できるよう取組体制を整備します。



ブランド農産物PRロゴマーク



海外向けPR用パンフレット

4 流通システムの合理化

目指す方向 卸売市場の機能強化

県内の卸売市場で取り扱う農産物を高品質で鮮度を保持したまま流通できる体制を整備するとともに、農産物の県内流通を拡大する取組を支援します。

取組の内容

- ① 多様な品揃えや安定した集荷量、出荷者数の確保など市場の持つ機能が発揮できるよう、県内卸売市場間の連携を促進します。
- ② 市場内での商品の品質低下を防ぐため、保冷施設等の導入を支援し、コールドチェーン化を促進します。
- ③ 卸売市場における加工・調製や保管・配送機能などの付加機能を充実する取組を支援します。
- ④ 各卸売市場における農産物の安全性の確保や環境負荷低減の取組を支援します。



花の電子せり機能



卸売市場における加工調整
(カットフルーツ作成)

5

食の安全・安心を確保する

消費者の安全・安心な農産物の需要が高まる中、GAPの取組促進や農産物の残留農薬調査、適正な食品表示の徹底などにより生産から消費されるまでの各段階における食の安全・安心を確保します。

指標

I 県が認証したS-GAP実践農場を持つ経営体数
 現状値 0経営体 → 目標値 1,600経営体
 (平成26年度末) (平成32年度末)

S-GAPとは

国際標準のチェック項目(三本柱)

食品安全

労働安全

環境保全

三つの視点で自己点検

- 改善が必要な点を発見
- 改善の必要性を自覚
- できる限り早めに改善を実施
- 『重要項目』から優先的に改善

正しい農業を当たり前のこととして実践し、
 その結果として安定的に安全な農産物の
 供給体制を構築



S-GAPの仕様書

1 安全な県産農産物の生産・供給

目指す方向 法令等遵守に基づく信頼性の向上

農産物が生産され加工・流通を経て、食品として消費されるまでの安全・安心を確保するために、各段階において法令やガイドライン等に則した点検、確認の取組を促進します。

取組の内容

- ① 安全・安心な農産物生産を下支えする土台として、食品安全、環境保全、労働安全の視点に基づく取り組みやすさを重視したS-GAPの普及を図ります。
- ② グローバルGAP等を目指す農業者に対して、認証取得の体制づくりや技術面の支援を行います。
- ③ 県関係部局と連携し、放射性物質や残留農薬等の調査を実施し、結果の公表を行います。
- ④ 「農薬適正使用アドバイザー」等の育成や、農薬販売者や農薬使用者に対し適正な農薬の取扱い等の指導を実施します。
- ⑤ 6次産業化等による食品製造において、関係部局と連携し衛生管理の徹底を図るとともに、事業者の製造工程管理の高度化を支援します。
- ⑥ 畜産農家の動物用医薬品の使用などの記帳を徹底するとともに、適切な飼養衛生管理の指導により、埼玉県優良生産管理農場の認証の取得を促進します。

2 食品表示の適正化の推進

目指す方向 適正な食品品質表示の確保

消費者が食品を選択する際のよりどころとなる適正な食品表示を確保するため、食品関連事業者への調査、指導等に取り組みます。

取組の内容

- ① 県民等からの食品表示に関する相談や通報等を受け付ける専用の窓口を設置します。
- ② 県民と協働して、量販店などの食料品販売店における食品表示の状況をモニタリングします。
- ③ 県関係部局、国、市町村等と緊密に連携し、不適正表示事案に対する食品関連事業者への調査や指導を実施します。
- ④ 表示と商品の内容が一致しているか(真正性)について、DNA鑑定等の科学的手法による調査を実施します。
- ⑤ 食品関連事業者を対象に、適正な食品表示に関する研修会を実施します。
- ⑥ 県政出前講座等により、消費者の食品表示制度への理解を深めます。
- ⑦ 米トレーサビリティ法に基づく米穀等取引の適正化を推進します。